

青森県環境影響評価条例施行規則の一部改正に係る新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改 正 案						
別表第一（第四条、第五条関係）						
事業の種類	第一種事業の要件	第二種事業の要件	一〇四 (略)	五 条 例 別 表 第 五 号 に 掲 げ る 事 業 の 種 類	六〇十四 (略)	十五 条 例 別 表 第 十五 号
(略)	(略)	(略)	イ チ (略)	リ 出力が二万キロワ ット以上である太陽 電池発電所の設置の 工事の事業	又 出力が二万キロワ ット以上である発電 設備の新設を伴う太 陽電池発電所の変更 の工事の事業	イ 工場又は事業場の 設置の事業（一時間 の工場又は事業場の設置 の事業（一時間当たり
現 行						
別表第一（第四条、第五条関係）						
事業の種類	第一種事業の要件	第二種事業の要件	一〇四 (略)	五 条 例 別 表 第 五 号 に 掲 げ る 事 業 の 種 類	六〇十四 (略)	十五 条 例 別 表 第 十五 号
(略)	(略)	(略)	イ チ (略)	(新設)	(新設)	イ 工場又は事業場の 設置の事業（一時間 の工場又は事業場の設置 の事業（一時間当たり

十六 十九 (略)	業に の掲げる事 種類	
(略)	(略)	当たりの最大の排出 ガス量（温度が零度 であつて、圧力が一 気圧の状態に換算し た排出ガス量をいう 。以下同じ。）が二 十立方メートル以 上又は一日当たりの 平均的な排出水の量 が一立方メートル 以上であるものに限 る。）
(略)	(略)	の最大の排出ガス量 が十立方メートル以 上又は一日当たりの平 均的な排出水の量が 五立方メートル以上 あるものに限る。）

十六 十九 (略)	業に の掲げる事 種類	
(略)	(略)	当たりの最大排出ガ ス量が二十万ノルマ ル立方メートル以上 又は一日当たりの平 均的な排出水の量が 一立方メートル以 上であるものに限る 。）
(略)	(略)	の最大排出ガス量が 十ノルマル立方メー ル以上二十万ノルマ ル立方メートル未満 又は一日当たりの平 均的な排出水の量が 五千立方メートル以 上であるものに限る 。）

別表第二（三十八条関係）

対象事業の区分	事業の諸元	手続を経ることを要しない 修正の要件
一〇十五（略）	（略）	（略）
十六 別表第一 の五の項の 又は又該当 する対象事業	発電所の出力 対象事業実施区 域の位置	発電所の出力が十パーセ ント以上増加しないこと。 修正前の対象事業実施区 域から三百メートル以上離 れた区域が新たに対象事業 実施区域とならないこと。
十七〇二十	（略）	（略）
二十一 別表第 一の十五の項 のイ又はロに 該当する対象 事業	一時間当たりの 最大の排出ガ ス量は一日当 たりの平均的 な排水の量	一時間当たりの最大の排 出ガス量又は一日当たりの 平均的な排水の量が二十 パーセント以上増加しない こと。
二十二〇二十五	（略）	（略）

別表第三（第四十九関係）

別表第二（第三十八条関係）

対象事業の区分	事業の諸元	手続を経ることを要しない 修正の要件
一〇十五（略）	（略）	（略）
（新設）	（新設）	（新設）
十六〇十九	（略）	（略）
二十 別表第 一の十五の項 のイ又はロに 該当する対象 事業	一時間当たりの 最大の排出ガ ス量は一日当 たりの平均的 な排水の量	一時間当たりの最大の排 出ガス量又は一日当たりの 平均的な排水の量が二十 パーセント以上増加しない こと。
二十一〇二十四	（略）	（略）

別表第三（第四十九関係）

対象事業の区分	一〇十五（略）	十六 別表第一の五の項のり又は又該当する対象事業			十七〇二十一	二十二 別表第一の十五の項のイ又はロに該当する対象事業		二十三〇二十六
事業の諸元	（略）	発電所の出力	対象事業実施区域の位置	発電設備の位置	（略）	一時間当たりの最大の排出ガスの量又は一日当たりの平均的な排水の量	（略）	（略）
手続を経ることを要しない変更の要件	（略）	発電所の出力が十パーセント以上増加しないこと。	変更前の対象事業実施区域から三百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。	発電設備が百メートル以上移動しないこと。	（略）	一時間当たりの最大の排出ガス量又は一日当たりの平均的な排水の量が十パーセント以上増加しないこと。	（略）	（略）

対象事業の区分	一〇十五（略）	（新設）			十六〇二十	二十一 別表第一の十五の項のイ又はロに該当する対象事業		二十二〇二十五
事業の諸元	（略）	（新設）			（略）	一時間当たりの最大の排出ガスの量又は一日当たりの平均的な排水の量	（略）	（略）
手続を経ることを要しない変更の要件	（略）	（新設）			（略）	一時間当たりの最大の排出ガス量又は一日当たりの平均的な排水の量が十パーセント以上増加しないこと。	（略）	（略）